

超純水製造装置

購入仕様書

納入場所	熊本市上下水道局 維持管理部 水運用課 水質管理室
納期	平成31年3月15日
担当	熊本市上下水道局 維持管理部 水運用課 水質管理室 TEL 096-381-7091 FAX 096-382-2316

1 目的

水道水中の「カドミウム」をはじめとする金属類等の微量分析や、器具の洗浄に使用することを目的に、超純水製造装置を導入する。

2 仕様

受注者が納品する機器等の仕様は以下のとおりとする。

(1) 物品名および数量

物品名	数量
超純水製造装置	1台
付属品	1式

(2) 詳細仕様

機種・型式は、以下のとおりとする。

オルガノ株式会社製 キャビネットタイプ超純水製造装置 ピューリック ω60

ア システム構成

構成部	詳細	数量
超純水製造装置	ピューリック ω60	1台
ディスペンサー	採水ディスペンサー及びコントローラー	1式
フットスイッチ	-	1式

イ 付属品

漏水センサー	水道接続部から機器入口までに係る漏水センサー	1式
機器設置に必要なもの	機器の取扱説明書、保証書、設置に必要なチューブ類、ケーブル類等の部品その他全ての標準付属品及び工具一式	1式

3 設置場所及び搬入口

熊本市中央区水前寺6丁目2-45

熊本市上下水道局 本館2階 水質管理室 第1有機試験室

搬入方法及びその経路については、搬入に支障のないよう事前に確認を行うこと。

エレベーター利用の条件

	出入口寸法 (cm) (幅×高さ)	積載荷重 (kg)
エレベーター (西側)	90×210	1,000

4 機器の納入・設置

- (1) 機器の納入にあたっては、納入後、直ちに使用できるよう設置すること。納入した品目については、納入品目一覧表を提出すること。
- (2) 設置にあたっては、担当者立会いのもと事前に現場確認を行い、機器の設置に際して支障がないようにしておくこと。特に電源については、必要に応じて分電盤内の結線変え及び必要なコンセント形状へのコンセント取替えを行い、工事後、電圧測定及び絶縁抵抗測定を行うこと。
- (3) 定期的に変換する必要がある部品等の名称及び型番、交換時期、価格を示した消耗品リストを提出すること。
- (4) 機器の設置は、下記9に定める既存機器の撤去、下記8に定める既設機器の移設終了後に行うこと。

5 設置後の確認作業等

装置設置後、設置した装置について、動作確認を行い、メーカー仕様どおりの性能であることを確認すること。要件が満たされない場合は改善処置を行うこと。また、それらについての報告書を提出すること。

6 機器納品の日程

機器納品（搬入前の下見、搬入、設置、操作研修等）及び既設機器の移設の日程については、担当者と事前に日程調整を行うこと。

7 操作研修

設置後、水質管理室の職員に対し日常使用方法やメンテナンス等の操作研修を行うこと。

8 既設機器の移設

熊本市上下水道局本館2階水質管理室第1有機試験室に設置している以下の超純水製造装置及び関連設備の全てを、同階水質管理室理化学試験室内の指定する場所へ移設すること。機器の移設は、当該機器に習熟した作業員により実施することとし、移設に必要な部品、工具等は受注者が準備すること。装置移設後は、移設した装置及び関連設備について動作確認を行い、正常に動作することを確認すること。

メルク株式会社製 Milli-Q Integral-5L システム

本体（1次処理、2次処理一体型）：Elix 純水装置システム

超純水装置システム Milli-Q

タンク：ポリエチレンリザーバー 60L

採水口：1次処理水（Elix 水）用：E-POD

2次処理水（Milli-Q 水）用：Q-POD

2次処理水（VOC 分析用）：Q-POD EDS

9 既存機器の撤去

これまでに使用していた次に示す機器及び付属品について、無償で撤去・引き取りし、処分すること。

処分にあたっては、法令に基づき適正に行い、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを提出すること。

種 類	超純水製造装置	一式
型 式	Diamond R0、30L Storage Reservoirs、NANOpure DIamond	
製造メーカー	Barnstead 社 (現：サーモフィッシャーサイエンティフィック株式会社)	
場 所	熊本市上下水道局 本館2階 水質管理室 理化学試験室	

10 保証期間および故障等の場合の支援体制

無償保証期間は検収日から1年間とする。

故障に際しては、原則として24時間以内に着手することとし、迅速な対応がとれる復旧体制を確立しておくこと。また、問い合わせや相談窓口についても明確にしておき、連絡先等を示した保守支援体制を文書で提出すること。

11 その他

- (1) 機器の設置は、本仕様書に従い、当該機器に習熟した作業員により実施すること。
- (2) 作業の実施にあたっては、諸法規を遵守し公衆の迷惑とならないようにするとともに、周囲の安全確保に努め、必要に応じ事前に十分な安全措置を取ること。
- (3) 機器の搬入、設置、移設、既存機器の撤去などにおいて、建築物へ損傷を与えた場合には、速やかに報告のうえ、受注者の責任において原状復旧することとし、それに要した費用は、すべて受注者の負担とする。
- (4) 機器の運搬、据付、配線工事、調整、検査、検収および既存機器の撤去などにかかわる費用は、すべて受注者の負担とする。
- (5) その他、本仕様書に記載のない事項については、別途協議のうえ決定するものとする。